

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I 当社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 事業環境

当社は、東京都水道局（以下「水道局」という。）の政策連携団体として基幹的業務を担い、水道局と一体的に事業を運営するグループ経営を推進しています。

当社を含む東京水道グループを取り巻く事業環境を見ると、都の人口が令和7年をピークに減少に転じることに伴い、料金収入の減少や技術力・人材不足が予測され、加えて水道施設の耐震化・老朽化といった多くの課題に直面する中、引き続き、効率的な運営体制を構築していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、水道局では、2021年3月に、2021年度から2025年度までの事業計画と財政計画を定めた「東京水道経営プラン2021」を策定しました。同プランでは、「強靱で持続可能な水道システムの構築」、「お客さまとつながり、信頼される水道の実現」、「東京水道を支える基盤の強化」を目指すこととしています。

当社においても、水道局の基幹的業務である「水道施設管理・整備業務」及び「お客さまサービス業務」を受託しており、東京水道グループの一員として水道局と一体的な事業運営を推進しています。また、「東京水道経営プラン2021」で示された水道局からの業務移転の拡大を見据え、「東京水道グループ人材育成方針」に基づき、人員の確保・育成にも積極的に取り組んでいます。

当期においては、「中期経営計画2021」を策定し、今後の目指すべき方向と2021年度から2025年度までの持続可能な経営への取組を示しました。

さらに、本計画に基づき、毎年度の事業計画を策定することで、各業務における一つひとつの課題を解決しながら的確な進捗管理を行い、水道局とともに、24時間365日、安全でおいしい高品質な水を安定してお届けするという使命を果たしています。

(2) 事業の状況

主要事業の推進

水道局受託事業 水道施設管理・整備業務

- 2021年4月1日より、和田堀給水所等（8か所）の維持保全業務を新たに受託するなど、順調に進捗しました。
- 適正な業務遂行のための工事監督・設計事務支援システムの開発・導入のほか、浄水場等運転管理・維持保全業務において、水道局へ提出する点検報告書の100%電子化を行い、ペーパーレス化を実現するなど、ICT化の推進に取り組みました。

水道局受託事業 お客さまサービス業務

- 2021年4月1日より文京営業所の業務を受託し、区部8か所目となる営業所の業務運営を開始しました。
- また、区部と多摩の業務差異の解消を目的とした「区部・多摩の水道料金徴収システム統合・オープン化」への対応、水道局が2022年に導入を予定している「お客さま総合アプリ（仮称）」と新水道料金徴収システムとの連携準備など、水道局とともに、営業系業務においてお客さまサービスの向上に取り組みました。

水道関連自主事業（※）

- 「自主事業計画」を策定し、現状分析を踏まえ、中長期的な事業量見込み及び人材の確保・育成を視野に、受注に関する考え方等を整理し、2025年度の到達目標とそれに向けた4年間の取組の方向性を示しました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面での営業活動への制限等の影響を受けましたが、国内業務、海外業務共に、オンライン（WEB会議システム等）を活用した営業活動や既存案件の継続を実施しました。

※自主事業：水道局からの受託業務以外の事業

公共機関等を対象とした IT 関連自主事業

- 「自主事業計画」を策定し、現状分析を踏まえ、中長期的な事業量見込み及び人材の確保・育成を視野に、受注に関する考え方等を整理し、2025年度の到達目標とそれに向けた4年間の取組の方向性を示しました。（再掲）
- 「人事給与システムの開発業務委託」において、2021年1月の人事機能稼働に続き、2022年1月に給与機能が本稼働しました。
- 「事務総合管理システム開発」については、2021年12月に開発を終了し、試行期間を経て、2022年3月に本稼働しました。

財政基盤の強化

- 予算統制において、特定の勘定科目に対して期中の実績値を基に年度末の見込額を更新するなど、予算管理手法の見直しによる精査を実施し、収支の実績見通しの精度向上を図りました。
- プロジェクト別収支管理を強化するための分析手法を検討・確定し、2020年度決算を対象にその分析方法を試行しました。また、2020年度プロジェクト別収支管理の結果を踏まえ、収支改善が必要な業務について、改善策を検討・実施しました。

- 外部委員を含めた契約監視委員会を年度中2回（2021年10月、2022年2月）開催することで、契約の透明性・公正性を確保するとともに、契約事務における「5つのレス（ペーパーレス、はんこレス、FAXレス、キャッシュレス、タッチレス）」を推進し、事務処理効率化とコスト削減を図りました。

人材の確保、働き方改革

- 学校訪問の対象校を拡大するとともに、WEBでのインターンシップを実施し、優秀な人材の確保を図りました。
- 若手社員を中心としたPTを継続し、自主的な活動を通じて、社員同士の相互理解の促進や自主性の伸長に取り組んでいます。
- テレワークの拡大、WEB会議の積極的な活用及び業務の電子化の推進など、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、すべての社員が働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

ICT化の推進

- 2020年11月に設置したデジタルトランスフォーメーション推進検討委員会にて、2021年度も引き続き、ICTの積極的な活用策や導入を推進しました。具体的には、工事監督・設計事務支援システムの開発・導入のほか、他のライフライン企業等が実施する工事の立会業務（以下「他企業立会業務」という。）におけるウェアラブルカメラの試行導入や、ICT活用に対する社員の意欲を向上させ、社全体の機運を醸成するための研修会の開催など、ICT化の推進に取り組んでいます。

内部統制強化への取組

- 超過勤務に関する調査により実態を把握するとともに、適正な勤怠管理の周知や長時間労働の抑制に取り組みました。
- 公共機関等を対象としたIT自主事業において、引き続き早期のリスク認識・把握とその最小化に向け、工程の進捗状況や収支も含めたプロジェクト全体の管理強化を図りました。また、システム開発事業に関する調査・検証を行い、課題を整理しました。
- 2020年に判明した道路占用許可申請手続に係る不適正処理事案の再発防止策を引き続き確実に実施するとともに、前年度の内部監査結果を受け、更なる改善に取り組みました。

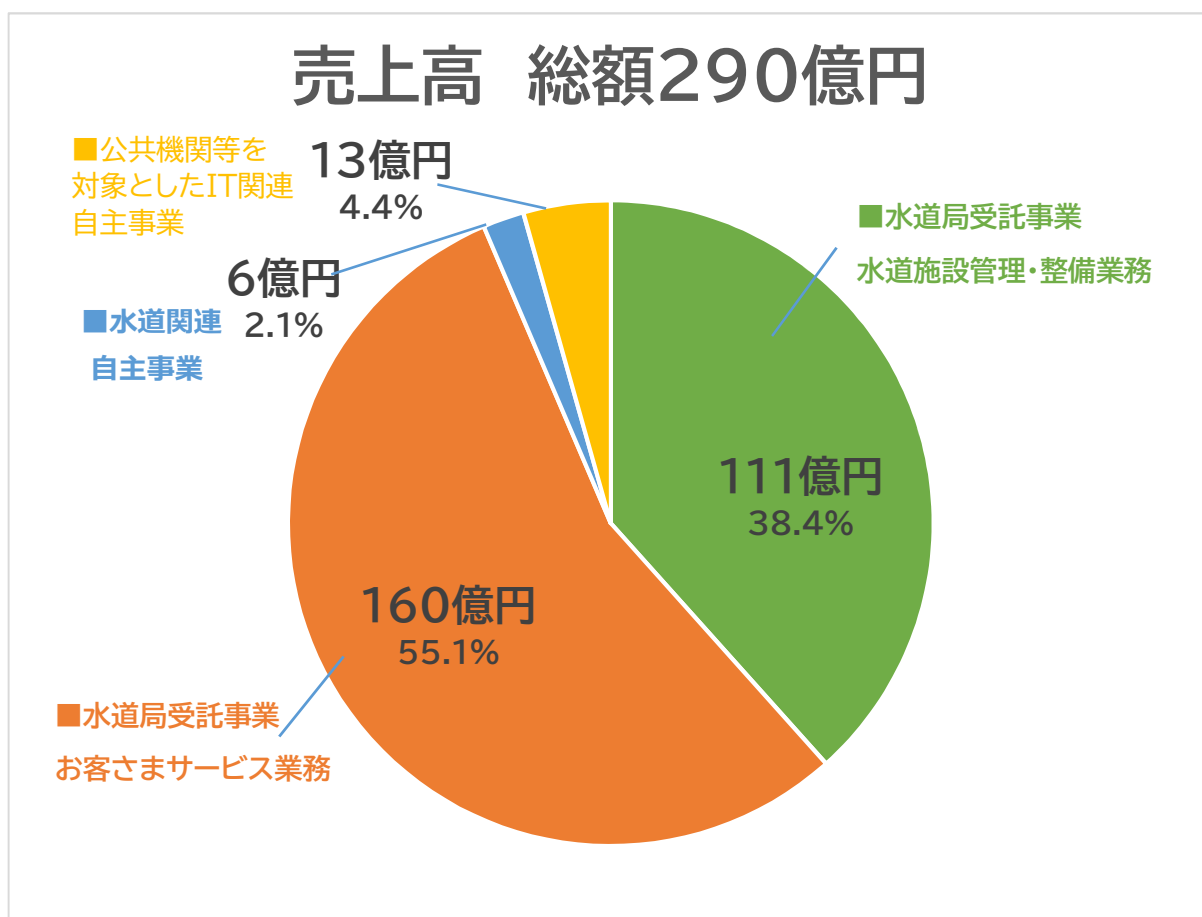
(3) 研究開発などの状況

- 上下水道料金システム(WISH)と時間積分式漏水発見器(TSリークチェッカー)との連動に向け、関係企業と合同で機能開発及び連動テストを行うとともに、既存顧客へのニーズ調査に向けて取り組んでいます。

この結果、当事業年度における当社の業績は、売上高28,996百万円（前期比101.8%）となりました。

損益面では、退職給付費用の減少やその他経費の圧縮等も寄与し、営業利益928百万円（同356.6%）、経常利益997百万円（同276.8%）、当期純利益677百万円（同4269.5%）となりました。

(4) セグメント別の状況



単位:億円

セグメント名	第17期 2020年度	第18期 2021年度 (当事業年度)	増減額
水道局受託事業 水道施設管理・整備業務	119	111	△8
水道局受託事業 お客さまサービス業務	146	160	14
水道関連自主事業	6	6	0
公共機関等を対象とした IT 関連自主事業	14	13	△1
全社 合計	285	290	5

概況

将来にわたる安全でおいしい高品質な水道水の安定供給を支え続ける事業として、水道水源林保全管理・貯水池等管理業務、浄水場等運転管理・維持保全業務、水道管路の設計・工事監督業務、管路維持管理業務・配水管附帯設備維持管理業務等を水道局から受託しています。

主な取組内容

- 水道水源林保全管理・貯水池管理業務については、約 24,000ha に及ぶ水道水源林の保全管理業務を行うとともに、玉川上水路、羽村取水所、村山・山口貯水池管理業務を実施しました。
- 浄水場等運転管理・維持保全業務では、新たに、和田堀給水所等（8 か所）の維持保全業務を受託し、区部浄水場（4 か所）、区部給水所等（20 か所）及び多摩地区水道施設（約 600 施設）の運転監視や維持保全業務を行うとともに、水道局へ提出する点検報告書の 100%電子化を行い、ペーパーレス化を実現しました。2021 年 4 月 1 日から受託した和田堀給水所については、業務ノウハウを着実に引き継ぐため、現場における OJT に加え、点検表や手順書の充実を図りました。
- 水道管路の設計・工事監督業務では、配水管の耐震継手化工事の設計積算業務に加え、当該工事の工事監督業務を計画的に履行しました。適切に工事書類等の提出状況を管理するための工事監督・設計事務支援システムを開発し、全対象事業所に導入しました。
- 管路維持管理業務については、制水弁や消火栓等の配水管附属設備の機能調査の監理業務や漏水量の測定調査業務を実施しました。さらに、2022 年度からの本格実施を前提として、他企業立会業務におけるウェアラブルカメラを試行導入し、遠隔臨場（※）を実施しました。

※遠隔臨場：動画撮影用カメラ機器及び執務室内映像確認機器等により現場撮影した映像及び音声を遠隔地にて確認し、必要に応じて映像と音声を記録すること

概況

お客様センターの運営、営業所・サービスステーション業務、給水装置関連業務のほか、水道料金徴収システムを始めとした水道局のお客様サービスに関わる各種システムの開発・保守運用業務を受託しています。

主な取組内容

- 区部営業所業務において、文京区及び台東区を所管する文京営業所を新規に受託したことにより、区部では21営業所中8営業所、多摩地区の全12サービスステーションを含めると全体の61%を担当することになりました。また、区部で9営業所目となる葛飾営業所について、2022年4月からの受託に向けた準備を行いました。
- 営業所・サービスステーションにおいて、水道料金徴収業務と給水装置関連業務に関し、いずれの業務についても同一の窓口でお客様へのご案内ができるよう、社員向けのお客様対応マニュアルを作成するなど、お客様の利便性向上に向けた取組を推進しました。
- 給水装置関連業務において、給水装置工事における電子申請の操作説明会を実施し、利用促進を図りました。また、現場調査業務へのタブレット端末導入など、ICT活用を推進しました。
- 水道料金徴収システムについては、効率的に運用するため、区部システムと多摩システムの統合・オープン化を計画どおり完了し、2022年1月4日より稼働しました。
- 区部システムと多摩システムの統合・オープン化に伴い、口座申込受付業務と中止催告業務の拠点を集約し、2022年1月から効率的な業務運営体制による運用を開始しました。

概況

国内においては、様々な水道事業体の水道料金等収納業務の運営、TS リークチェッカーレンタル業務、コンサルタント業務等の技術支援業務、研修業務等を受託しています。

海外においては、JICA が行う ODA 等による国際貢献事業として、主に東南アジア地域において、無収水削減対策事業や、人材育成業務等を実施しています。

主な取組内容

- 国内の新規業務として、自社パッケージシステム「WISH」のカスタマイズ業務を2件、TS リークチェッカーの賃貸借等を2件、管内カメラ調査業務を1件受注しました。
- 海外の新規業務として、中東協力センターからイラン・イスラム共和国を対象とした広報セミナー業務、JICA からルワンダ共和国を対象とした技術協力プロジェクト（水道事業経営アドバイザー業務）を受注しました。

概況

人事給与系のシステムをはじめ、地方公共団体等の財務会計システムや庶務事務システム等、多様なシステムの開発・保守・運用を行っています。また、自社パッケージシステムの開発やシステム等の問い合わせを受け付けるヘルプデスクの運用も行っています。

主な取組内容

- 「人事給与システムの開発業務委託」及び「事務総合管理システムの開発委託」が終了し、それぞれのシステムについて保守運用契約を締結しました。
- システム開発案件において、「進捗管理ツール」を作成し、早期に課題が把握できる仕組みを構築し、組織的な進捗管理を行いました。

2. 当事業年度及び直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第15期 2018年度	第16期 2019年度	第17期 2020年度	第18期 2021年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	13,335	14,174	28,480	28,996
営業利益又は営業損失(△) (百万円)	91	△521	260	928
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	119	△474	360	997
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	76	△338	15	677
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△) (円)	57,523	△255,651	4,635	197,917
総資産 (百万円)	8,979	8,695	15,997	16,631
純資産 (百万円)	3,452	3,111	7,214	7,887

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は2020年3月25日開催の臨時株主総会における吸収合併契約の承認決議に基づき、2020年4月1日付で東京水道サービス株式会社と合併したため、第15期から第16期までは株式会社PUCの財産及び損益の状況を記載しております。
3. 東京水道サービス株式会社の第33期から第34期までの財産及び損益の状況は下表のとおりであります。

<参考>

東京水道サービス株式会社の財産及び損益の状況

	第33期 2018年度	第34期 2019年度
売上高 (百万円)	15,479	14,759
営業利益 (百万円)	118	337
経常利益 (百万円)	162	412
当期純利益 (百万円)	104	239
総資産 (百万円)	7,692	7,688
純資産 (百万円)	4,366	4,086

3. 対処すべき課題

(1) 事業環境の見通し

人口減少社会を迎える中、国内の水道は、老朽化の進行や耐震化の遅れなど多くの課題に直面しており、こうした課題を解決するため、国は水道事業の官民連携や広域連携による基盤強化をより一層推進していくこととしています。また、気候変動による自然災害の多発、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の進展など、東京都の水道事業を取り巻く環境は、かつて経験したことのない局面にあり、引き続き、東京水道グループとして効率的な運営体制を構築していく必要があります。

このため、営業系業務は10年、技術系業務は20年を目途として水道局から当社に移転する将来像が示されています。また、直近では、自動検針やデータ取得が可能なスマートメータ等のデジタル技術のほか、各種申込手続などを一元的に受け付ける「お客さま総合アプリ（仮称）」の導入が予定されています。これらは、当社においても大きな事業環境の転機となるだけでなく、拡大・転換していく業務への確実な対応が求められるため、人材の確保や育成などの強化が必要となってきます。事業が広がり実績を積み重ねていく中でより多様なニーズに対応しながら、世界最高水準の技術と専門性を担保し、水道局とともに、安定的な水の供給と質の高いお客さまサービスの提供を目指します。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

2021年度に引き続き、テレワークの推進等の積極的な感染症対策を行い、社員の安全管理を徹底して事業を実施していきます。

受託業務においては、社員等の感染防止と業務継続の両立を図りながら、東京水道グループ一体となって、都民のライフラインである水道の安定的な供給に努めます。

長期にわたる世界的な感染症の流行拡大や社会情勢の影響により、当社の自主事業の1つである海外水道業務においては、コロナ禍での渡航条件を整理の上、一部の案件で現地渡航を再開させました。今後も新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえつつ、適切に対応していきます。

(3) 「中期経営計画 2021」に基づく事業展開

当社は、「中期経営計画 2021」に基づき、東京水道グループの一員として水道局からの受託業務等を通じ、お客さまに安全でおいしい水を安定的に供給し続けていけるよう以下の取組の着実な推進に努めます。

持続可能な経営への取組

- 人口減少、風水害等の環境危機、デジタル化の加速など当社を取り巻く経営環境が大きく変化する中、水道局からの業務移転に的確に対処するため、DX推進・働き方改革の推進に取り組めます。当社のIT部門を活用し、水道局と連携して実施するDX推進に取り組むとともに、テレワークや時差勤務等の推進、有給休暇の取得促進に取り組んでいきます。
- こうした構造改革に取り組むことにより、「生産性を高め、持続可能な企業」、「誰もが活躍できる、働きやすい職場」を実現していきます。

- 環境施策等社会的責任を果たすための取組（ESG）の推進として、ZEV への切替、働き方改革の推進、女性活躍の推進、事業の組織的な進捗管理、リスク管理とコンプライアンスの徹底に取り組みます。

水道局受託事業 水道施設管理・整備業務

- 水道局の「東京水道経営プラン 2021」にて、今後 20 年を目途に当社への業務移転を検討していく方向性が明示されています。これに伴い、当社も業務移転等への対応が求められています。
- ICT 機器の導入等による業務効率の向上や適正な業務遂行、また、今後の業務移転や変化していく業務に対応可能な人材の確保・育成や組織再編の検討を行い、将来にわたり安全でおいしい高品質な水道水の安定供給に貢献していきます。

水道局受託事業 お客さまサービス業務

- 水道局の営業所業務が、今後 10 年を目途に当社へ移転することから、業務拡大に伴う人材の確保や育成が必要になります。また、受電業務等のお客さまセンター機能の一元化を確実にいき、更なるお客さまサービスの向上を図っていきます。
- 当社としては、業務プロセスの見直しや体制整備、また、業務スキルの向上と統一的なサービスの提供や新たなデジタル化へ向けた水道局との連携をより一層強化し、お客さま対応や業務ノウハウを活かしたより質の高いお客さまサービスの提供を目指します。

水道関連自主事業

- 長期化する世界的な感染症の流行拡大や不安定な社会情勢の中で、新規受託案件の獲得と地方への新規営業活動、それに伴う遠隔地勤務要員の確保が今後の課題となりますが、遠隔地へのオンライン営業を継続し、地元企業との協業などによる事業エリアの拡大等を積極的に行っていきます。
- 同時に要員の確保・育成も行い、本来の水道トータルサービス会社ならではの力を発揮することで、国内だけでなく、JICA が行う ODA が中心の海外水道事業体の事業運営に、今後も持続的に貢献するなど、採算性を考慮しつつ、国内外水道業界におけるプレゼンス向上を図っていきます。

公共機関等を対象とした IT 関連自主事業

- プロジェクトマネージャーによる期中でのプロジェクト別収支管理を実施し、採算性の確保を図ります。また、リスクを考慮した見積もりの実施や発注者との交渉力を向上させるとともに、組織的な進捗管理を行い、リスク発生の未然防止を図ります。

(4) ICT 化等の推進

ICT 化・DX の推進

- 各業務の ICT 導入検討に当社の IT 人材が参画しながら、ICT の積極的な活用・導入の検討を進めています。
- 他企業立会業務において、ウェアラブルカメラによる遠隔臨場を本格実施するほか、タブレット端末等の ICT 機器の導入によって、業務の効率化に取り組みます。
- 誰もが活躍できる、働きやすい職場、ポストコロナ期を見据えたニューノーマルの推進と定着の実現へ向け、テレワークの拡大や、対外的業務の効率化・電子化、BYOD の活用、「押印廃止」と「デジタル化」によるはんこレスの推進に取り組みます。
- 東京都政策連携団体として東京都と足並みを揃える形で、5つのレスについて一層取組を強化するとともに、当社独自の取組としてオンライン入札（一般競争入札）の実施、リモートでの採用活動の拡大などに取り組みます。

統合基幹業務システム（ERP）等の導入

- 現在の事務系システムは複数の製品で構成されており、システム間のデータの受け渡しが自動化されていないなど、事務作業の負担が大きい状況にあります。こうした状況を改善し、同時に適時の四半期決算や四半期毎のプロジェクト別採算管理の実現を目的とした ERP の選定を進めた結果、2021 年度末に導入ベンダーが決定しました。2023 年 4 月の本番適用に向け、実用的かつ効率的なシステムとする上で重要となる設計工程を中心に、製造、テスト、移行、社員教育等を順次実施していきます。

(5) 内部統制強化への取組

- 長時間労働の抑止に向けて、超過勤務に関する調査結果を踏まえ、原因の分析を十分に行い、業務の見直しなど抜本的な対策を講じるとともに、管理職に対して、引き続き適正な勤怠管理の周知徹底及び研修を実施していきます。さらには、全社員に向けて、長時間労働の抑止に向けた意識改革・風土作りに取り組みます。
- 2021 年度に実施したシステム開発事業に関する課題の検証結果を踏まえ、より適正な業務受注と進捗管理に向けた具体的な施策や、今後の事業の方向性について検討していく必要があります。
- 2020 年に判明した道路占用許可申請手続に係る不適正処理事案を機に実施した全社員意識調査を通じて明らかになった課題の分析結果を踏まえ、コンプライアンスの徹底及びエンゲージメント向上の取組を推進していきます。

4. 設備投資の状況

主に受託業務で使用する印刷機器や封入封かん機、社内インフラ機器を入れ替え、総額 877 百万円の設備投資を行いました。

5. 資金調達の様況

該当事項はありません。

6. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

7. 従業員の様況

	社員数	嘱託社員数	合計	平均年齢
当 期 末	1,992 名	0 名	1,992 名	39.9 歳
前 期 末	1,984 名	0 名	1,984 名	40.6 歳

8. 重要な親会社及び子会社の様況、親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 主要な事業所

本 社：東京都新宿区

事業所：東京都立川市

10. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

11. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

12. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

8,000 株

2. 発行済株式の総数

3,422 株

3. 当事業年度末の株主数

6名

4. 株主

株主名	持株数	持株比率
東京都	2,752 株	80.4 %
損害保険ジャパン株式会社	230	6.7
株式会社みずほ銀行	170	5.0
みずほ信託銀行株式会社	120	3.5
東京海上日動火災保険株式会社	80	2.3
富国生命保険相互会社	70	2.1

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

IV コーポレート・ガバナンスに関する事項

1. 基本方針

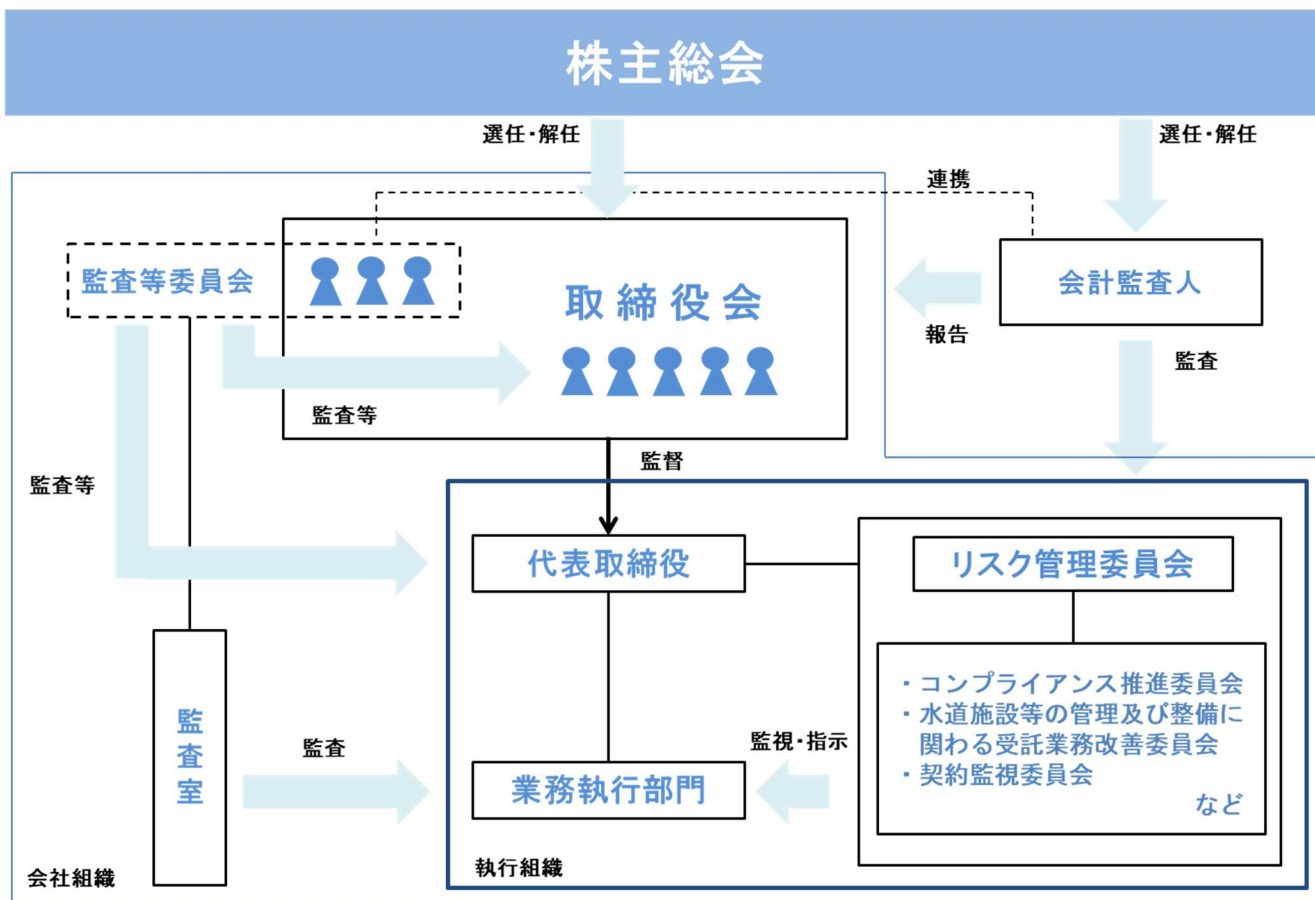
当社は、公益的企業としての公共性の確保、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分に有効活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考えています。そのため、次の基本的な考え方に沿って、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

- (1) 当社は、都民の負託を受けて存立する企業であることを強く自覚する。
- (2) 都民、水道利用者をはじめ、当社の株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの権利を尊重する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

2. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査等委員会を設置しており、当期については、監査等委員の3名全員を社外取締役としております。

<参考：コーポレート・ガバナンス体制>



3. 取締役会

取締役会は、原則として月1回、定時取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営全般に関する議論に加え、法令及び定款で定められた事項のほか、会社経営・東京水道グループ内の連携した重要な取組の実施に関する事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けるなどにより、各取締役の職務執行を監督しています。

また、取締役会が、その役割・責務を実効的に果たしているかについて、各取締役による自己評価を行い、その分析結果に基づき、取締役会全体の実効性を高めるための改善・強化を検討しています。

4. 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており、原則として月1回監査等委員会を開催するとともに、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しています。当事業年度は監査計画に基づき、法令に基づく監査を実施しました。また、代表取締役社長との意見交換会や取締役等とのテーマに応じた議論を実施することで、取締役等の職務の執行状況の実情を把握するとともに、必要に応じて提言を行っています。

5. 役員の選任

当社の取締役会は、現在9名で、そのうち3名が社外取締役となっています。

当社の取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者から選任することと定めています。

また、取締役候補の選任にあたっては、性別、年齢、技能その他取締役会の構成の多様性に配慮したうえ、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

6. 取締役に関する研修

新任取締役（社外取締役を含む。）は、就任後、外部専門家による研修プログラム等に参加するとともに、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき、当社代表取締役社長が指名する業務執行取締役等から説明を受けることとしています。また、取締役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項について、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積むこととしています。

V 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、その体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役及び従業員は、遵守すべき行動基準として取締役会において決定されたコンプライアンスに関する基本方針及びコンプライアンスに関する行動指針に則り行動する。
- 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度を構築し、社外の通報窓口を設ける。
- 内部監査部門として当社に監査等委員会直属の監査室を置く。
- 当社監査室は当社に対する内部監査を実施する。
- 監査室は、その結果を適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ）等その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程等に従い保存・管理する。
- 上記文書等は、取締役が常時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社のリスク管理基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
- 平時において各部署は、その有するリスクの洗い出しを行い、職務執行の中でそのリスクの低減に取り組む。
- 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理のための方針、体制及び手続きを定め、リスク状況の監視、改善の指示を行う。リスク管理委員会の事務局は管理本部とし、当社全体のリスクを網羅的、総括的に管理する。
- リスク管理委員会は、事業活動に重大な影響を及ぼすリスクの現実化を予防するとともに、万一現実化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限にする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 本部制を採用し各本部に本部長を設置するとともに、経営連絡会議及び事業運営会議を設置して、経営及び業務執行の監督と、業務執行の明確な役割分担のもと、目標達成の進捗管理を行う。
- 重要事項を決定するために、原則として月1回取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会の職務は、監査室においてこれを補助する。監査室の従業員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- (6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
 - 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。
 - 監査室は定期的に監査等委員会に対し、当社における内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
 - 監査室は定期的に監査等委員会に対し、当社における内部通報の状況の報告を行うものとする。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員会へ報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを社内規程等において禁止する。
- (8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に係る事項
- 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、監査室との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
 - 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 内部通報窓口及び外部弁護士窓口に対して、それぞれ通報・相談があり、適切に対応が行われ、監査等委員会及びコンプライアンス推進委員会に報告がなされております。
 - 内部監査部門として監査等委員会直属の監査室を置いており、監査室が実施した内部監査結果について監査等委員会、取締役会及び代表取締役社長に報告がなされております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に係る文書等、その他取締役及び執行役員の職務執行に係る重要な情報を、法令及び社内規程等に従い保存・管理するとともに、取締役が常時閲覧可能な状態を維持しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 取締役会において決定した「リスク管理基本方針」に基づき、損失リスクの発現の抑止及び発現の際の影響の極小化を図り、経営戦略目標達成に向けて、リスク管理を推進しております。
 - リスク管理委員会を計4回開催し、リスク管理行動計画の進捗状況報告、道路占用許可申請手続に係る不適正処理事案に関する再発防止策取組状況等の検証、経営上のリスクについての対応状況報告、全社員意識調査結果を踏まえた取組についての報告等を行っております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 各本部に本部長を設置するとともに、経営連絡会議及び事業運営会議を設置して、経営及び業務執行の監督と業務執行の明確な役割分担のもと、目標達成に向けた進捗管理を行っております。
 - 重要事項を決定するため、定時取締役会を原則毎月開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて開催し、計18回開催しております。
- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査室の従業員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従い、監査等委員会の職務を補助しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保しております。
- (6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、事故等の発生状況、法令等の違反行為等について、監査等委員会に対して報告を行っております。

- 監査室は定期的に監査等委員会に対し、内部監査の結果その他活動状況の報告を行うとともに、内部通報の状況の報告を行っております。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が監査等委員会へ報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員へ報告を行った者は、報告を行ったことによりいかなる不利益も受けないものとし、報告を行った者に対して不利益な取扱いを行ったものに対しては、就業規則等に従い懲戒処分等必要な措置を会社が行うことを、「監査等委員会規程」において定めております。
- (8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に係る事項
- 監査等委員の職務の執行に関する費用については、速やかに処理しております。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、監査室との意思疎通及び情報の交換を常時行うとともに、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換しております。

VI 会社役員等に関する事項

1. 取締役の状況

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野田 数	<担当> 1 経営の全般事項に関する事
取締役副社長	清水 英彦	<担当> 1 経営の基本事項に関する事 2 管理本部に関する事 3 お客さまサービス本部に関する事 4 多摩お客さまサービス本部に関する事 5 内部統制に関する事 6 リスクマネジメントに関する事 7 コンプライアンスに関する事 8 人事給与システムに関する事 9 その他特命事項に関する事
取締役	本荘谷 勇一	<担当> 1 経営の基本事項に関する事 2 水道技術本部に関する事 3 多摩水道技術本部に関する事 4 ソリューション推進本部に関する事（人事給与システムに関する事を除く。） 5 その他特命事項に関する事
取締役	鈴木美奈子	<重要な兼職の状況> 東京都水道局経営改革推進担当部長
取締役	金子 弘文	<重要な兼職の状況> 東京都水道局サービス推進部長
取締役	松田 信夫	<重要な兼職の状況> 東京都水道局浄水部長
社外取締役 （常勤監査等委員）	中島美砂子	<重要な兼職の状況> 中島法律事務所 弁護士・公認会計士
社外取締役 （監査等委員）	中島 文明	<重要な兼職の状況> 株式会社ジャノメ社外取締役 泉州電業株式会社執行役員
社外取締役 （監査等委員）	芳賀 良	

(注) 取締役志村 昌孝氏、取締役尾根田 勝氏は2021年3月31日をもって辞任し、取締役牧田 嘉人氏は2021年4月14日をもって辞任し、2021年4月15日に新たな取締役に清水 英彦氏、本荘谷 勇一氏、松田 信夫氏が就任しました。

(注) 任期満了に伴い、野田 数氏、鈴木 美奈子氏、金子 弘文氏は、2021年6月30日開催の定時株主総会において取締役に選任されました。

- (注) 任期満了に伴い、中島 美砂子氏、中島 文明氏、また新たに芳賀 良氏は、2021年6月30日開催の定時株主総会において監査等委員である取締役を選任されました。
- (注) 取締役（常勤監査等委員）中島 美砂子氏、取締役（監査等委員）中島 文明氏、取締役（監査等委員）芳賀 良氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 重要な社内会議への出席等による日常的な情報収集や会計監査人、内部監査部門等と監査等委員会との十分な連携を図り、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
- (注) 取締役鈴木 美奈子氏、取締役金子 弘文氏、取締役松田 信夫氏は2022年3月31日をもって辞任し2022年4月15日に新たな取締役に高畠 信次氏、坂井 吉憲氏、佐藤 清和氏が就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役中島 美砂子氏、取締役中島 文明氏、取締役芳賀 良氏との間で、各氏がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任については法令が定める額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が取締役としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は取締役全員であり、その保険料は当社が全額負担しております。

(4) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

2. 取締役の報酬等に関する方針並びにその総額

(1) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (万円)	報酬等の種類別の総額（万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。）（うち社外取締役）	2,747 (-)	2,747 (-)	-	-	3 (-)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	2,242 (2,242)	2,242 (2,242)	-	-	4 (4)

(注) 報酬等の総額には、2021年4月14日に辞任した取締役1名及び2021年6月30日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名に対する支給額を含めております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2020年3月25日開催の臨時株主総会において年額5,500万円以内と決議いただいております。同決議の効力が発生した2020年4月1日時点での取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は5名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年3月25日開催の臨時株主総会において年額2,500万円以内と決議されております。同決議の効力が発生した2020年4月1日時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2019年8月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を内容に含む「企業統治に関する基本方針」を決議いたしました。

イ 決定方針の内容の概要

東京都が定める基準に則り、取締役会が個人別の報酬等の額を定めることとしております。

ウ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において審議検討を行った上で決議しているため、決定方針に沿うものであると判断しています。

(4) 各会社役員報酬等の額の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 親会社等、事業報告作成会社又は事業報告作成会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員) 中島美砂子	当事業年度に開催された取締役会 18 回の全てに出席し、監査等委員会 15 回の全てに出席いたしました。 取締役会において、弁護士及び公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、必要な発言を行っております。 このように、当社の社外取締役として、業務執行に対する監督等適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 中島 文明	当事業年度に開催された取締役会 18 回の全てに出席し、監査等委員会 15 回の全てに出席いたしました。 取締役会において、豊富な企業経営経験及び幅広い見識から適宜発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、必要な発言を行っております。 このように、当社の社外取締役として、業務執行に対する監督等適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 芳賀 良	就任後に開催された取締役会 14 回の全てに出席し、監査等委員会 9 回の全てに出席いたしました。 取締役会において、豊富な企業経営経験及び幅広い見識から適宜発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、必要な発言を行っております。 このように、当社の社外取締役として、業務執行に対する監督等適切な役割を果たしております。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

(4) 親会社等、親会社等の子会社等、又は子会社等からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

Ⅶ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,700 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,794 千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人と確認した監査計画の内容、監査報酬の見積根拠等が適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、同意を行っております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度に 4,500 千円を支出しております。

3. 非監査業務の内容

「決算体制構築支援業務の委託」（2021 年 4 月～2022 年 3 月） 報酬額 11,094 千円

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断される場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6. 過去 2 年間の業務の停止に関する事項

該当事項はありません。

7. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

8. 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

9. 辞任した、又は解任された会計監査人

該当事項はありません。

VIII 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

IX 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,689,770	流動負債	3,867,878
現金及び預金	6,009,166	買掛金	1,089,290
売掛金	4,162,510	前受金	104,495
材料	33,266	賞与引当金	929,525
仕掛品	104,150	品質保証引当金	79,121
貯蔵品	49,717	未払金	548,903
前払費用	291,405	預り金	182,071
未収入金	8,893	未払法人税等	138,314
立替金	837	未払消費税等	323,972
その他の流動資産	29,821	未払費用	28,652
		リース債務	443,531
固定資産	5,941,564	固定負債	4,876,428
有形固定資産	2,233,565	退職給付引当金	3,901,597
建物	235,250	リース債務	857,022
建物付属設備	299,666	資産除去債務	117,808
構築物	30,860		
機械及び装置	207		
車輛運搬具	0		
工具、器具及び備品	180,642	負債合計	8,744,306
土地	229,122	純資産の部	
リース資産	1,257,816	科 目	金 額
無形固定資産	235,441	株 主 資 本	7,884,477
商標権	4,983	資 本 金	100,000
ソフトウェア	174,402	資 本 剰 余 金	4,086,215
リース資産	52,927	その他資本剰余金	4,086,215
電話加入権	3,128	利 益 剰 余 金	3,698,261
投資その他の資産	3,472,557	利益準備金	832
投資有価証券	1,103,006	その他利益剰余金	3,697,429
関係会社株式	54,264	別途積立金	800,000
繰延税金資産	1,768,352	繰越利益剰余金	2,897,429
社員貸付金	417	評価・換算差額等	2,550
支払敷金	72,745	その他有価証券評価差額金	2,550
保証金	70		
保険積立金	352,694		
長期前払費用	121,007	純資産合計	7,887,028
資産の部合計	16,631,335	負債及び純資産の部合計	16,631,335

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	28,996,886
売上原価	25,572,316
売上総利益	3,424,570
販売費及び一般管理費	2,496,317
営業利益	928,252
営業外収益	88,775
営業外費用	19,283
経常利益	997,744
特別利益	
固定資産売却益	24
特別損失	
固定資産除却損	527
特別給与一時金	11,568
税引前当期純利益	985,672
法人税、住民税及び事業税	235,797
法人税等調整額	72,602
当期純利益	677,272

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		その他 資本剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	100,000	4,086,215	664	800,000	2,222,000	3,022,665	7,208,881
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 1,676	△ 1,676	△ 1,676
配当に伴う利益 準備金の積立	-	-	167	-	△ 167	-	-
当期純利益	-	-	-	-	677,272	677,272	677,272
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額の合計	-	-	167	-	675,428	675,596	675,596
当期末残高	100,000	4,086,215	832	800,000	2,897,429	3,698,261	7,884,477

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	5,906	7,214,788
当期変動額		
剰余金の配当	-	△ 1,676
配当に伴う利益 準備金の積立	-	-
当期純利益	-	677,272
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△ 3,355	△ 3,355
当期変動額の合計	△ 3,355	672,240
当期末残高	2,550	7,887,028

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 材料…………… 先入先出法による原価法

(2) 仕掛品…………… 個別法による原価法

※ 貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定

(3) 貯蔵品…………… 先入先出法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)… 定率法

ただし、平成28年4月1日以降取得した建物付属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
建物付属設備	3～40年
構築物	10～30年
機械及び装置	12年
車両運搬具	3年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)… 定額法

なお、商標権については、10年で償却しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（1～5年）に基づいております。

(3) リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- なお、貸倒実績率算定期間においては貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等特定の債権に該当する債権もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
- (2) 賞与引当金…………… 翌期に支給することが見込まれる賞与額のうち、当期に帰属する分の金額を計上しております。
- (3) 品質保証引当金…………… 受託開発システム製品納入後に発生する可能性がある品質保証のための費用等の負担に備えるため、当該費用の見積額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、翌期に一括して費用処理しております。なお、旧東京水道サービス株式会社から受け入れた年金制度の数理計算上の差異については、発生時に一括費用処理しております。

5. 収益の計上基準

(1) 水道局受託事業 水道施設管理・整備業務

当社は、東京都水道局より、水道水源林保全管理・貯水池等管理業務、浄水場等運転管理・維持保全業務、水道管路の設計・工事監督業務、管路維持管理業務・配水管附帯設備維持管理業務等を受託しております。

東京都水道局からの受託業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

(2) 水道局受託事業 お客さまサービス業務

当社は、東京都水道局より、お客さまセンターの運営、営業所・サービスステーション業務、給水装置関連業務のほか、水道料金徴収システムを始めとした水道局のお客さまサービスに関わる各種システムの開発・保守運用業務を受託しております。

東京都水道局からの受託業務については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であり、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

(3) 水道関連自主事業

当社は、国内においては、様々な水道事業体の水道料金等収納業務の運営、コンサルタント業務等の技術支援業務、研修業務等を受託しています。また、海外においては、JICA が行う

ODA 等による国際貢献事業として、主に東南アジア地域において、無収水削減対策事業や、人材育成業務等を実施しています。

営業業務、コンサルタント業務等については、成果物の納品又は役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(4) 公共機関等を対象とした IT 関連自主事業

当社は、人事給与系のシステムをはじめ、地方公共団体等の財務会計システムや庶務事務システム等、多様なシステムの開発・保守・運用を行っています。また、自社パッケージシステムの開発やシステム等の問い合わせを受け付けるヘルプデスクの運用も行っています。

システム開発、運用保守サービスについては、成果物の納品又は役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 外貨建資産及び

負債の本邦通貨への換算基準……………外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 金額の端数処理……………記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

III 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)(以下、「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

IV 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益の計上基準」に同様の内容を記載しているため、注記を省略しております。

V 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

当年度の貸借対照表には、繰延税金資産 1,768,352 千円が計上されています。

公共 IT 事業及び海外水道事業におけるプロジェクトの途中での仕様変更や想定外の事象の発生に伴う追加的な工数の発生等によって将来の課税所得が変動し、回収可能と考えられる繰延税金資産の額が変動する可能性があります。

VI. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、2,150,801 千円であります。
2. 保証債務

以下の法人の受注契約に関し金融機関が保証書発行を行ったことに対する保証を行っております。

保証先	内 容		金 額
ジャパンコンソーシアム合同会社	一般財団法人日本	前受金返還保証	249,408千円(内、当社負担 124,704千円)
	国際協力システム	履行保証	181,827千円(内、当社負担 90,913千円)

3. 東京都水道局に対する金銭債権及び金銭債務
売掛金 3,697,779 千円

VII. 損益計算書に関する注記

東京都水道局との取引高

営業取引による取引高

売上高 27,131,128 千円

VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び株式数は、普通株式 3,422 株です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
令和3年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,676,780	490	令和3年3月31日	令和3年6月30日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
令和4年6月30日開催の定時株主総会において下記の通り付議いたします。

決 議	株式の種類	配当金の 総額(円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
令和4年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,676,780	490	令和4年3月31日	令和4年6月30日

IX. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下の通りであります。

繰延税金資産

退職給付引当金	1,349,562千円
賞与引当金	321,522千円
減価償却超過額	35,199千円
未払事業税	16,006千円
品質保証引当金	27,367千円
減損損失	9,493千円
その他	57,525千円
繰延税金資産小計	1,816,678千円
評価性引当額	△40,749千円
繰延税金資産合計	1,775,928千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	7,576千円
繰延税金負債合計	7,576千円

繰延税金資産の純額 1,768,352千円

X. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については定期預金及び短期的な預金並びに安全性の高い債券に限定し、資金調達については、金融機関等からの借入はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,009,166	6,009,166	-
(2) 売掛金	4,162,510	4,162,510	-
(3) 未収入金	8,893	8,893	-
(4) 投資有価証券	1,102,550	1,102,550	-
(5) 買掛金	(1,089,290)	(1,089,290)	(-)
(6) 未払金	(548,903)	(548,903)	(-)
(7) リース債務	(1,300,553)	(1,281,499)	(△19,053)

(注)負債に計上されているものについては()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金並びに(3) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、債券等は取引金融機関から表示された価格によっております。

(5) 買掛金及び(6) 未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 455 千円)・関係会社株式(貸借対照表計上額 54,264 千円)は、市場価格のない株式等に該当するため、当該注記には含めておりません。

(注) リース債務の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	443,531	325,895	262,922	167,177	91,957	9,069
合計	443,531	325,895	262,922	167,177	91,957	9,069

XI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
主要株主	東京都	被所有 直接 80.4%	業務の受託 (注1) 役員(非常勤)	受託事業の履行	28,225,785	売掛金	3,999,164

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場性を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 関連会社等

(単位：千円)

	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
関連会社	ジャパンコン ソーシウム 合同会社	所有 直接 33.3%	業務の受託 (注1)	債務保証 (注2)	215,617	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場性を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 法人の受注契約に関し、金融機関が保証書発行を行ったことに対する保証を行っております。

XII. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たりの純資産額は、2,304,800円87銭であります。
- 1株当たりの当期純利益は、197,917円25銭であります。